

# EEZ等の権益確保に資する海洋構築物規制・MSR規制等に関する立法政策要綱案〔仮版〕の概要

## 政策目的

国連海洋法条約に基づき我が国が管轄権を有する排他的経済水域及び大陸棚(EEZ等)について、下記の規制のための法律をそれぞれ制定し、及び海洋基本法の改正を行い、総じて、他の関係法律と相まってEEZ等における我が国の権益確保に資するとともに、海洋に関する国際秩序の形成発展に寄与する。

## 海洋構築物規制(新規立法)

- 外国人によるEEZ等における人工島、施設及び構築物の建設等について、内閣総理大臣の許可制とする。
- 所要の取締規定、罰則規定を設ける。

## 海洋の科学的調査(MSR)規制(新規立法)

- 外国人によるEEZ等におけるMSRについて、内閣総理大臣の許可制とする。
  - 所要の取締規定、罰則規定を設ける。
- ※ 中国に関しては、日中事前通報枠組みの対象である東シナ海におけるMSRについても、規制の適用を除外しない。

## 法執行体制の強化等・開発及び利用の促進(海洋基本法の改正)

- EEZ等における我が国の権益を侵害する行為を防止するため、情報の収集等に努めるとともに、関係行政機関の相互の連携の確保、その体制の強化その他の措置を講ずる。
- 領海及びEEZ等の開発及び利用の促進に関する特別の措置について検討条項を設ける。

注) 規制対象の用語の定義、規制の適用を除外すべき対象等について、関係府省及び参議院法制局に指示して調整中。

## EEZ 内等における行為と国内法や日中間枠組み等との関係

規制対象行為	主な関連国内法等	関連する日中間の枠組み等
漁業	・排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(漁業主権法)	「日中漁業協定」
鉱物の掘採	・鉱業法	「2008年6月合意」 <sup>注1</sup>
構築物等の建設等 <sup>注2</sup>	・議員立法案1(構築物規制)	「日中相互事前通報枠組み」 (日中口上書)
海洋の科学的調査 <sup>注3</sup>	・議員立法案2(海洋の科学的調査規制)	

注1) 中間線の西側(中国側)の境界未画定海域において、中国側が構造物を建設し、一方的な資源開発を進めていることについて、政府としては、中国側に対し、一方的な開発行為を中止するよう強く求めている

注2) 漁業主権法及び鉱業法と同様に、中間線の東側(日本側)に外国人が構築物等を建設等すれば議員立法案1(構築物規制)の適用対象

注3) 海洋の科学的調査の名の下で行われる鉱物の探査については鉱業法の適用  
水産動植物の探査及び試験研究等のための採捕については漁業主権法の適用

## 参考： 国連海洋法条約関連条文（抜粋）

### 第56条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。

(a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的目的で行われる探査及び開発のための他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利

(b) この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権

(i) 人工島、施設及び構築物の設置及び利用

(ii) 海洋の科学的調査

(iii) 海洋環境の保護及び保全

(c) この条約に定めるその他の権利及び義務

2 沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するよう行動する。

### 第58条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

3 いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。

### 第60条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物

1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。

(a) 人工島

(b) 第五十六条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物

(c) 排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物

4 沿岸国は、必要な場合には、1に規定する人工島、施設及び構築物の周囲に適当な安全水域を設定することができるものとし、また、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。

5 沿岸国は、適用のある国際的基準を考慮して安全水域の幅を決定する。安全水域は、人工島、施設又は構築物の性質及び機能と合理的な関連を有するようなものとし、また、その幅は、一般的に受け入れられている国際的基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除くほか、当該人工島、施設又は構築物の外縁のいずれの点から測定した距離についても五百メートルを超えるものであってはならない。安全水域の範囲に関しては、適当な通報を行う。

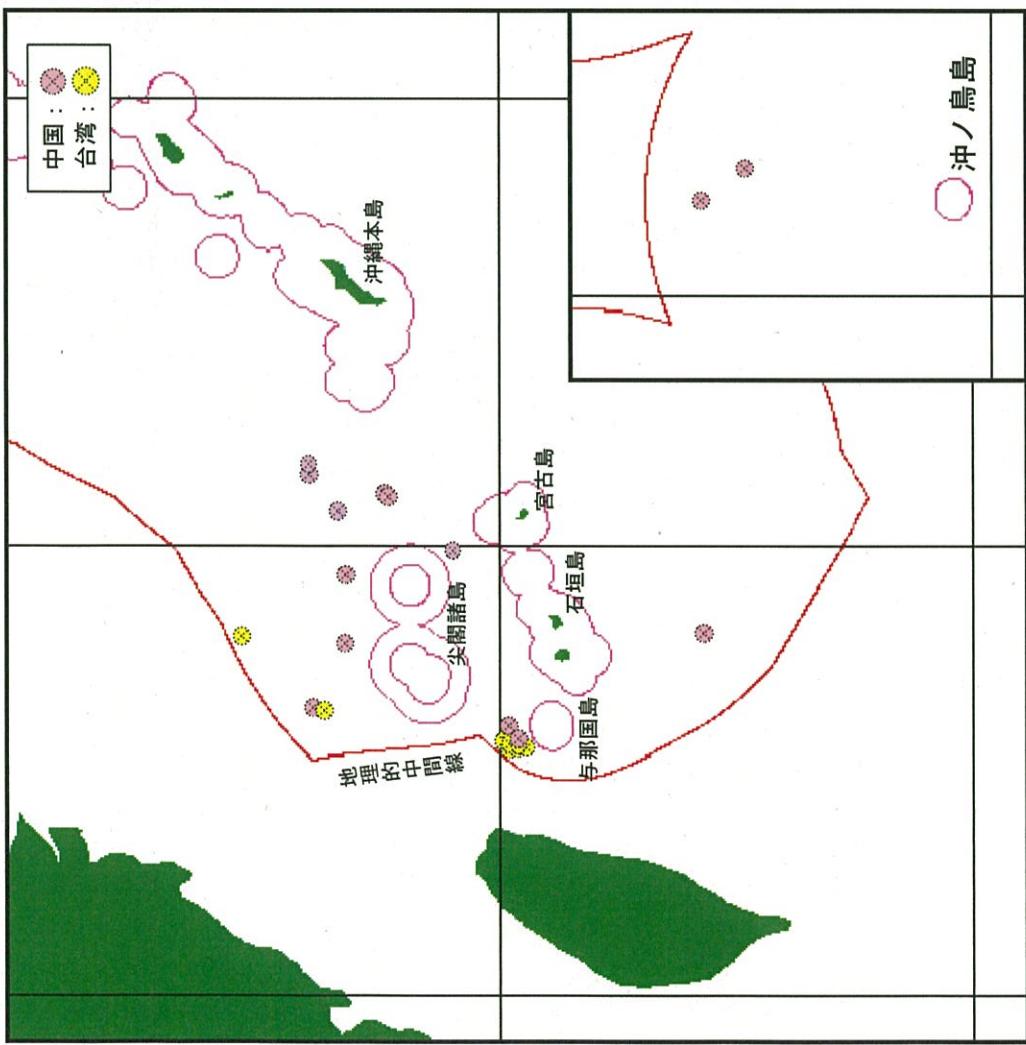
8 人工島、施設及び構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

### 第80条 大陸棚における人工島、施設及び構築物

第60条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する

## 中国・台湾による我が国の同意のない海洋の科学的調査 (H28～H29)

平成29年6月22日時点



中国海洋調査船

科学

勘407号

海大号

東方紅2

向陽紅14

向陽紅18

向陽紅20

台湾海洋調査船

海研一號

海研二號

	25年	26年	27年	28年	29年
中國	7	9	22	11	3
台灣	1	4	5	8	4
ノルマ※1	7	2	1	0	0
計	15	15	28	19	7

※1 当該ノルマ籍船は、上海海洋石油局に所属